

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

個人事業税を巡る判決 — 駐車場業及び請負業の該当性 —



依田 孝子〔大森〕

はじめに

個人が行う事業に対する事業税は、個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として課されます（地方税法72の2第3項）。その事業の範囲は、同法8項から10項までに限定列挙されています。今回は、同法8項13号の「駐車場業」及び14号の「請負業」に関して争われ、納税者が勝訴した判決をご紹介します。

I 土地賃貸方式によるコインパーキング事業の「駐車場業」を行う者

令3.3.10東京地裁
(認容) Z999-8437
令3.8.26東京高裁
(控訴棄却) (確定) Z999-8438

< 事案の概要 >

甲(原告、被控訴人)は、母から相続した土地(本件土地)をA社に貸し付け、A社はコインパーキング式の時間貸駐車場として使用していました。この事案は、甲が本件土地の賃料収入を不動産所得として所得税等の確定申告をしたところ、処分行政庁から、甲は個人事業税の課税対象となる「駐車場業」(地方税法72条の2第8項13号)を行う者に該当するとして、個人事業税の賦課決定処分を受けたことから、その取消しを求めたものです。

< 裁判所の判断 >

東京地裁では、次のとおり、甲が第1種事業である「駐車場業」を行う者であると認められないとして、個人事業税の賦課決定処分を取り消しました。なお、この判断は、東京高裁でも維持されました。

① 地方税法は、「駐車場業」の内容のほか、「事業」自体の意義についても、一般的な定義規定を置いておらず、社会通念に従ってこれを判断する

ほかはないというべきである。

② 個人事業税の対象となる「事業」とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務をいうものと解される(最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決)。そして、「駐車場」とは、自動車の駐車のための施設をいうものと解すべきであるから(駐車場法2条1号、2号参照)、「駐車場業」とは、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する業務を自己の計算と危険において独立して反復継続的に行うものであることを要するというべきである。

③ 原告は、A社に対し、A社自身が駐車場として使用するためにではなく、A社の責任において募集した第三者に対して駐車場として利用させることを前提として本件土地を貸し付けたこと、A社と駐車場の利用者との間の駐車場利用契約や、駐車場の管理業務に関与していないこと、駐車場の稼働状況にかかわらず、A社から毎月約定の賃料37万8000円を受け取っていることなどがそれぞれ認められるのであって、これらの事実を照らすと、原告は、単に、A社に対して、A社の駐車場事業の用に供するための場所として、本件土地を定額の賃料で貸し付けているにすぎないのであるから、原告自身が、対価の取得を目的として、自動車の駐車のための場所を提供する業務を自己の計算と危険において独立して反復継続的にしているものと評価することはできない。

④ したがって、原告は、「駐車場業」を行う者であるとは認められない。

⑤ これに対して、被告は、土地所有者による駐車場の経営手法としての自己経営方式と土地賃貸方式の均衡について指摘し、土地賃貸方式の場合にも個人事業税を課すべき旨主張するが、その不均衡を根拠として、土地所有者が駐車場業を営んでいるとは評価でき

ないような場合にまで「駐車場業」を拡張解釈することは相当ではない。

II カイロプラクティック事業の「請負業」該当性

令2.11.18東京高裁
(請求認容) Z999-8420
令3.7.26最高裁
(不受理) (確定) Z999-8431

< 事案の概要 >

この事案は、控訴人の営むカイロプラクティック事業(本件事業)が地方税法72条の2第8項14号の「請負業」に該当するとして、処分行政庁が個人事業税の賦課決定処分をしたことから、控訴人が、その取消しを求めて出訴したものです。

原判決(令和2年2月26日横浜地裁・Z999-8432)が、本件事業は「請負業」に該当し、個人事業税の賦課決定処分は適法であるとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人はこれを不服として控訴しました。

< 裁判所の判断 >

東京高裁では、次のとおり判断し、本件事業は、「請負業」に該当しないとして、原判決を取り消した上、控訴人の請求を認容しました。

① 民法632条にいう請負は、当事者の一方が仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって成立する。これと類似する準委任は、事務が委託されるだけで、その完成が目的となっていない。

② 請負による仕事の完成は、完成すべき仕事(労務の結果)の内容が明確である必要があると解される。

③ しかしながら、本件事業が対象とする顧客が施術を申し込む目的は、腰痛や肩こりなどの症状を緩和することと認められ、施術者は、この目的を実現するため、カイロプラクティックにおいて開発された多種多様なテクニッ

クの中から、顧客の有する症状解消の必要性に応じて適切な施術を行うもので、どのような施術を、どの程度、どのように行うかは、控訴人の経験、技能、専門的知識に基づく広範な裁量に委ねられていて、内容が画一的に定まっているものではなく、また、腰痛や肩こりなどの解消自体を約束するものでもないことなどに照らすと、本件事業の対象である顧客との間の契約の目的が、労務の結果の完成と認められる程度に内容が明確であるとまでは認め難い。

④ したがって、本件事業は、顧客との間の民法上の請負契約によって収益を得ている事業に該当するとは認められない。むしろ、準委任契約による事業と解するのが相当である。

⑤ 地方税法は、個人については、課税客体となる事業を限定的に列挙したものと解するのが相当であり、委任・準委任契約による事業一般を「請負業」に該当するものとして課税対象としたものとは解釈できず、個別に業種に応じて課税の対象とするかどうかを選別しているものとするのが合理的である。また、これまでの地方税事務において請負業に準委任を含めるような一般的な取扱いがされていなかった。

⑥ そうすると、被控訴人(神奈川県)が主張するように、準委任による事業を「請負業」に含めて解釈するのは相当ではなく、本件事業が「請負業」に該当するということはできない。

おわりに

TAINSで、上記の判決を検索する場合は、〔細かい条件を指定して検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「個人事業税」、「駐車場業」、「請負業」などの検索ワードを入力します。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03-5496-1195

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

